

(目的)

第1条 この規則は、富田林市立図書館(以下「市立図書館」という。)の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 市立図書館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。以下同じ。)については、午前10時から午後6時までとする。

(休館日)

第3条 市立図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日(国民の祝日が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(3) 特別整理期間(毎年10日以内)

(臨時休館等)

第4条 市立図書館の館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、富田林市教育長(以下「教育長」という。)の承認を得て、臨時に休館し、若しくは休館日に開館し、又は開館時間を変更することができる。

(入館の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、館長は、入館を断わり、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害をおよぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者

(2) その他館長が管理上支障があると認める者

(個人情報の保護)

第6条 市立図書館は、図書館の図書その他の資料(以下「資料」という。)の提供活動を通じて知り得た利用者の個人情報を漏らしてはならない。

(個人貸出)

第7条 資料の個人貸出しは、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内在住者

(2) 市内在学者又は市内在職者

(3) 本市が締結する図書館等の相互利用に関する協定に基づき館外利用をすることができる者

(館外個人貸出券の交付)

第8条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、館長が定める館外個人貸出券(以下「貸出券」という。)を提出しなければならない。

2 貸出券の交付を受けようとする者は、館長が定める館外貸出申込書を提出しなければならない。

3 前項の申込みに応じた場合は、住所及び氏名を証明するに足りると館長が認める書類を提出し、確認を受けなければならない。ただし、小学生以下の者については、別に館長が定める。

(自動車文庫)

第9条 自動車文庫は、市内を巡回して資料の貸出し及びその他の奉仕を行う。

2 前項の実施については、館長が別に定める。

(分室)

第10条 市立図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富田林市立中央図書館東分室	富田林市山中田町一丁目5番50号

2 分室の開館時間は、午後1時から午後5時までとする。

3 分室の開館日は、毎週日曜日、火曜日及び土曜日とする。ただし、開館日が第3条第2号若しくは第3号に規定する日又は国民の祝日に当たるときは、休館とする。

(貸出数量及び期間)

第 11 条 1 回に貸出しを受けることができる資料の数量及び期間は、次の表のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書(紙芝居を含む。)	20 冊	3 週間
録音図書	20 タイトル	3 週間
D V D	2 点	3 週間
C D	2 点	3 週間

2 未返納の資料がある場合は、当該資料と今回貸出しを受ける資料を合わせて前項の貸出数量を超えることができない。

(団体貸出)

第 12 条 市内の団体等に資料を貸出し、広く一般の利用に供する。

(団体等)

第 13 条 団体貸出の貸出しを受けられるものは、次のとおりとする。

(1) 図書館、公民館、学校その他の教育機関

(2) 地域団体、職域団体、読書団体その他館長が適当と認めた団体

2 貸出しを受けようとする団体等の代表者は、館長が定める団体貸出利用申込書を提出し、館長の承認を受けなければならない。

3 その他団体貸出についての必要な事項は、館長が別に定める。

(貸出禁止資料)

第 14 条 次の各号に掲げる資料は、館外で利用することができない。

(1) 貴重資料

(2) 特別収集資料

(3) その他特に館長が指定した資料

(未返納者に対する処理)

第 15 条 資料の返納を怠ったときは、以後の貸出しを停止することがある。

2 故意に延滞した場合は、貸出券を無効にし、又は将来貸出券を交付しないことがある。

(資料の複写)

第 16 条 資料の複写は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に定められた範囲内で、市立図書館に設置している複写機を利用して行うことができる。

2 前項の複写をしようとする者は、複写申込書を館長に提出するとともに必要な経費を負担しなければならない。

3 複写できない資料は次のとおりとする。

(1) 寄託資料で、その条件として複写を禁止しているもの

(2) 他の図書館から借り受けた図書以外の資料及び図書で当該図書館が明示的に複写を禁止しているもの

(3) その他特に館長が指定する資料

4 館長は、前項第 1 号及び第 3 号に掲げる資料を他の図書館に貸出しする場合は、当該図書館に対し、複写を禁止する旨を明示しなければならない。

5 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申し込みをした者がその責めを負うものとする。

(資料の寄贈又は寄託)

第 17 条 館長が適当と認めたときは、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(損害の賠償)

第 18 条 貸出中の資料を汚損又は紛失した者は、館長が指定する資料又は相当の代価を弁償しなければならない。ただし、汚損又は紛失した理由が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものでないと、館長が認めたときは、この限りでない。

(館長への届出)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに館長に届出なければならない。

(1) 貸出券を紛失したとき。

(2) 貸出中の資料を紛失又は損傷したとき。

(3) 館外貸出申込書の記載内容に変更があったとき。

(貸出券の返納及び無効)

第 20 条 貸出券は、有効期間が満了したときは、直ちに返還しなければならない。

2 貸出券は、次の各号のいずれかに該当するとき無効とする。

(1) 館外貸出申込書に虚偽の事項を記入したとき。

(2) 貸出券を他人に貸与又は譲渡したとき。

(3) 貸出券を変造したとき。

(4) 第 19 条の規定に基づく届出を怠ったとき。

(貸出券の再発行)

第 21 条 貸出券を紛失したときは、本人の申請によりその事情を審査し、再発行することができる。

(細則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 51 年 6 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 52 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 8 号)

この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 14 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 17 号)

この規則は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 8 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 14 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年教委規則第 9 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年教委規則第 18 号)

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。